

平成28年度 入退院支援連携デザイン事業委託業務実施要項

この要項は、委託契約第1条の規定に基づき、入退院支援連携デザイン事業の委託にあたって委託業務を円滑かつ効率的に実施するために、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

1 目的

この事業は、市町村の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を支援するため、医療と介護の連携にかかる人材の育成、資質向上をめざし実施する。また市町村がとりまとめている地域の医療及び介護にかかる情報（終末期ケアも含め）を広域的に整理し、一般住民及び関係機関へ情報提供することにより、在宅ケアの理解、促進を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、沖縄県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体に委託することができるものとする。

3 委託業務の内容

(1) 研修

ア 入退院支援専門職リーダー養成研修（以下「専門職リーダー研修」という。）

イ 入退院支援実務者研修（以下「実務者研修」という。）

【受講対象者】

ア 専門職リーダー研修（別紙のとおり）

イ 入退院支援連携業務を担う職員

【研修の回数及び実施場所】

ア 専門職リーダー研修

年2回（前期 後期）。

研修開催場所は委託先が決める場所とする。

イ 実務者研修

年1回、各圏域（北部圏域、中部圏域、南部圏域、宮古圏域、八重山圏域）で実施する。

【研修の実施時期】

各研修の実施時期（スケジュール）については、事業実施計画書に基づき県と協議のうえ決定する。

(2) 在宅ケア（終末期ケア含む）にかかるハンドブックの作成

地域における在宅医療及び介護サービスについて、在宅ケアの情報や終末期ケアについて関係団体へ理解を促進するために、ハンドブックを作成、配布する。

【実施方法】

沖縄県と受託事業者の業務の分担は、次のとおりとする。

沖縄県	受託事業者
1. 実施要項の策定	1. 研修日程の決定（双方協議）実施計画書の策定・提出
2. 研修日程の決定（双方協議）	2. 研修会場の確保
3. 研修に関する照会対応	3. 研修講師の確保
4. その他研修実施に係る指導監督	4. 研修テキストの作成
	5. 研修に関する照会対応
	6. 研修当日の受付、進行及び運営
	7. 研修修了者名簿の作成及び提出
	8. 研修実施に係る経理事務
	9. その他研修の実施全般に関すること

4 実施計画書及び実績報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに県と研修日程の協議を行い、次に掲げる事項を記載した実施計画書を作成し、県に提出することとする。
- ・ 研修の日程、実施場所、各回の受講定員、研修内容等その他研修の実施に当たり必要な事項
- (2) 研修終了後、受託者は速やかに次に掲げる事項を記載した研修修了者名簿を作成し、県に提出することとする。
- ・ 研修修了年月日、受講者の氏名及び生年月日、受講者が所属する事業所の名称及び所在地

5 個人情報の取扱い

研修実施に係る個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱い特記事項」によること。

6 その他

その他事業の実施に当たって必要な事項については、適宜、県と受託事業者が協議のうえ決定することとする。

別紙 1

1 専門職リーダー養成研修

平成 28 年度退院調整部門に関わる専門職リーダー養成研修プログラム（予定）

期		研 修 内 容	対 象 者	時 間
初 期	1	地域包括ケアシステムにおける他職種連携のあり方	入退院支援連携業務の経験概ね 5 年以上の者	3 時間
	2	地域包括ケアにおける医療ソーシャルワーカーの役割	医療ソーシャルワーカー・社会福祉士	6 時間
	3	地域包括ケアシステムにおける他職種連携のあり方	医療ソーシャルワーカー、看護師、介護支援専門員、地域包括支援センター職員等	3 時間
後 期	4	フォローアップ研修（1～3 の研修に準ずる内容）	原則として、上記研修を修了した者	3 時間

2 実務者研修

(1) 研修内容

標準となる研修プログラムをもとに 5 圏域ワーキンググループにおいて、地域にあった研修内容を作成する。情報共有ツールを活用し、地域の在宅支援者の協同体制を促進する研修内容とする。

(2) 対象者

- ・医療関係者（医療ソーシャルワーカー、社会福祉士、看護師等）
- ・在宅支援者（地域包括支援センター職員、介護支援専門員、訪問看護師等）
- ・市町村担当者

(3) 研修時間

(1) の目的を達成するのに必要な時間数とする。